報道資料

実はここにも 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成２２年３月１６日

地方公共団体における行政手続条例（規則等）及び意見公募手続制度の制定状況（平成21年10月1日現在）

平成21年10月1日現在、都道府県及び市区町村において、行政手続条例（規則等）は99.9%の団体が制定、意見公募手続制度は43.9%の団体が制定しており、意見公募手続制度においては、全団体に占める制定団体の割合は昨年度に比べ増加しています。

Ⅰ　行政手続条例（規則等）の制定状況

平成21年10月1日現在、都道府県及び市区町村1,843団体中、1,842団体が制定しており、制定率は都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市が100%、その他の市区町村が99.9%となっています。※未制定団体は1団体（新潟県加茂市（検討中））

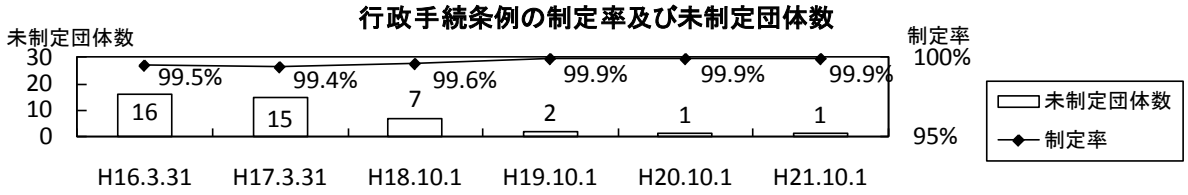

Ⅱ　意見公募手続制度の制定状況

平成21年10月1日現在、都道府県及び市区町村1,843団体中、809団体が制定しており、制定率は都道府県 97.9%（95.7%）、政令指定都市 83.3%（88.2%）、中核市97.6%（94.9%）、特例市90.2%（83.7%）、その他の市区町村39.6%（35.3%）となっています（括弧内は前年度調査（平成20年10月1日現在））。全体での制定率は、昨年度に比べ4.2ポイントの増となっています。

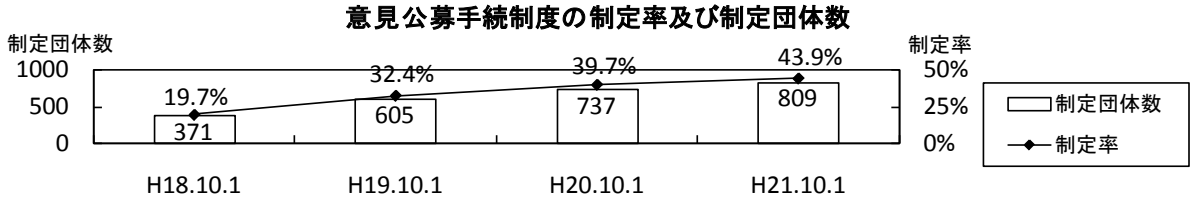

※参考

調査日からH22.4.1までの間に制定（施行）予定の主な団体

広島市（H22.1.1施行）、岡山市（H22.4.1施行予定）

倉敷市（H22.4.1施行予定）、沼津市（H21年度中施行予定）

（連絡先）
自治行政局 行政体制整備室
担　当：渡邉課長補佐、冨永係長、佐川
電　話：03－5253－5519（直通）
FAX：03－5253－5592

（別紙）　意見公募手続制度の制定状況の概要

（１） 制定状況

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
全団体数	47	100.0%	18	100.0%	41	100.0%	41	100.0%	1,696	100.0%	1,843	100.0%
	(47)	(100.0%)	(17)	(100.0%)	(39)	(100.0%)	(43)	(100.0%)	(1,711)	(100.0%)	(1,857)	(100.0%)
制定済	46	97.9%	15	83.3%	40	97.6%	37	90.2%	671	39.6%	809	43.9%
	(45)	(95.7%)	(15)	(88.2%)	(37)	(94.9%)	(36)	(83.7%)	(604)	(35.3%)	(737)	(39.7%)
検討中（制定予定時期決定）	0	0.0%	2	11.1%	1	2.4%	2	4.9%	48	2.8%	53	2.9%
	(1)	(2.1%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(4)	(9.3%)	(76)	(4.4%)	(81)	(4.4%)
検討中（制定予定時期未定）	1	2.1%	1	5.6%	0	0.0%	2	4.9%	760	44.8%	764	41.5%
	(1)	(2.1%)	(2)	(11.8%)	(2)	(5.1%)	(3)	(7.0%)	(820)	(47.9%)	(828)	(44.6%)
予定なし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	217	12.8%	217	11.8%
	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(211)	(12.3%)	(211)	(11.4%)

注1）括弧内は前年度調査（平成20年10月1日現在）

注2）構成比は、全団体に対する割合

注3）本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程（意思決定過程）で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。

（２） 制定予定なしの理由（各団体主な理由一つ回答）

	都道府県 政令指定都市 中核市 特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施しているため	0	－	38	17.5%	38	17.5%
必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を実施しているため	0	－	44	20.3%	44	20.3%
既存の仕組み（議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等）により意見聴取を実施しているため	0	－	59	27.2%	59	27.2%
制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	0	－	4	1.8%	4	1.8%
制度導入による効果が期待できないため	0	－	38	17.5%	38	17.5%
他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	0	－	21	9.7%	21	9.7%
市町村合併を予定しているため	0	－	11	5.1%	11	5.1%
必要性の検討を行っていないため	0	－	2	0.9%	2	0.9%
計	0	－	217	100.0%	217	100.0%

注1）構成比は、制定予定なしの団体に対する割合

（３）制定の形式

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
条例（※）	4	8.7%	7	46.7%	9	22.5%	15	40.5%	125	18.6%	160	19.8%
規則	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	1.3%	9	1.1%
その他（要綱、要領、指針等）	44	95.7%	8	53.3%	31	77.5%	22	59.5%	542	80.8%	647	80.0%

注1）構成比は、制定済団体に対する割合

注2）対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答（審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例）

（※）条例の制定・規定の方法

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
意見公募手続条例	0	0.0%	3	42.9%	3	33.3%	6	40.0%	33	26.4%	55	34.4%
行政手続条例	3	75.0%	2	28.6%	1	11.1%	0	0.0%	16	12.8%	22	13.8%
その他の条例	1	25.0%	4	57.1%	6	66.7%	10	66.7%	80	64.0%	101	63.1%

注1）構成比は、条例制定団体に対する割合（複数回答あり）

（４）意見公募手続の対象案件（各団体複数回答）

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率
施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	44	95.7%	15	100.0%	39	97.5%	37	100.0%	652	97.2%	787	97.3%
住民の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	32	69.6%	8	53.3%	20	50.0%	15	40.5%	313	46.6%	388	48.0%
住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の基礎となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	21	45.7%	12	80.0%	21	52.5%	14	37.8%	289	43.1%	357	44.1%
前記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	12	26.1%	8	53.3%	12	30.0%	10	27.0%	205	30.6%	247	30.5%
住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃	34	73.9%	14	93.3%	34	85.0%	34	91.9%	548	81.7%	664	82.1%
前記以外の条例の制定もしくは改廃	16	34.8%	12	80.0%	18	45.0%	26	70.3%	323	48.1%	395	48.8%
住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任をうけた規則の制定もしくは改廃	22	47.8%	8	53.3%	15	37.5%	9	24.3%	95	14.2%	149	18.4%
前記以外の規則の制定もしくは改廃	11	23.9%	7	46.7%	8	20.0%	4	10.8%	81	12.1%	111	13.7%
審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するために必要とされる基準）	16	34.8%	7	46.7%	6	15.0%	4	10.8%	30	4.5%	63	7.8%
処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか判断するために必要とされる基準）	16	34.8%	7	46.7%	5	12.5%	3	8.1%	30	4.5%	61	7.5%
行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項）	16	34.8%	8	53.3%	8	20.0%	9	24.3%	50	7.5%	91	11.2%

注1）対象率は、制定済団体に対する当該案件を意見公募の対象としている団体の割合

（５）意見公募手続の実施状況（平成 20 年度）

	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	その他の市区町村	計
実施案件数	954	391	410	270	2,646	4,671
提出意見数	63,073	52,912	17,216	7,057	33,671	173,929

注1）実施案件数は、制定済団体において平成20年度に意見公募手続が実施された案件数の合計

注2）提出意見数は、制定済団体において平成20年度に意見公募手続に対して提出された意見数の合計

（６）都道府県別制定済団体の割合（政令指定都市を除く市区町村）

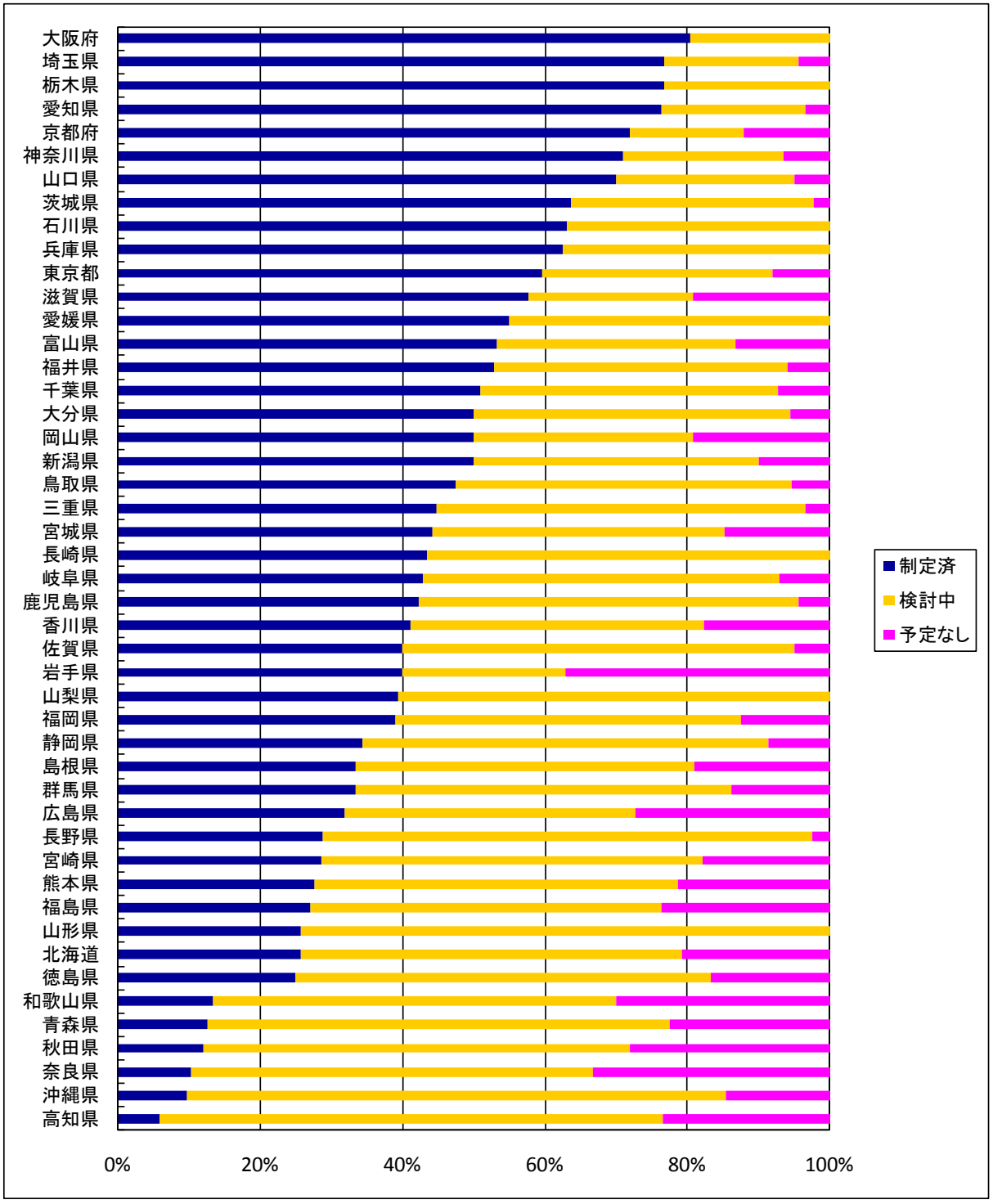

行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況（都道府県）

団体名	行政手続条例等の制定状況					意見公募手続制度の制定状況																														実施件数等 ※3	
	制定状況		制定形式			制定状況 ※1												制定形式 ※2					対象案件													
										制定予定なしの理由																											
	制定済	未制定	条例	規則	その他（要綱、要領、指針等）	制定済	検討中（制定予定時期決定）	検討中（制定予定時期未定）	制定予定なし	必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施しているため	必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を実施しているため	既存の仕組み（議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等）により意見聴取を実施しているため	制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	制度導入による効果が期待できないため	他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	市町村合併を予定しているため	必要性の検討を行っていないため	条例	制定・規定の方法：意見公募手続について定めた条例を制定している	制定・規定の方法：行政手続条例に規定している	制定・規定の方法：その他の条例（自治基本条例、市民参加条例等）に規定している	規則	その他（要綱、要領、指針等）	施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	住民の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃の基礎となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	左記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃	左記以外の条例の制定もしくは改廃	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任をうけた規則の制定もしくは改廃	左記以外の規則の制定もしくは改廃	審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するために必要とされる基準）	処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか判断するために必要とされる基準）	行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項）	平成20年度 意見公募手続 実施件数	平成20年度 意見公募手続 提出意見数
北海道	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○	○	○				32	1,535
青森県	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	33	359
岩手県	○		○			○																	○	○	○			○							28	8,813
宮城県	○		○			○																	○	○		○		○							20	128
秋田県	○		○			○																	○	○	○	○		○							12	166
山形県	○		○			○																	○	○		○		○							25	296
福島県	○		○			○																	○	○	○			○							16	391
茨城県	○		○			○																	○	○	○					○					7	59
栃木県	○		○			○																	○	○	○	○	○								11	189
群馬県	○		○			○												○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	355
埼玉県	○		○			○																	○	○	○	○		○							17	965
千葉県	○		○			○												○		○			○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	56	590
東京都	○		○					○																											－	－
神奈川県	○		○			○																	○	○			○			○	○	○	○	○	61	11,710
新潟県	○		○			○																	○	○	○	○	○			○		○	○	○	19	1,218
富山県	○		○			○																	○	○	○	○		○							12	509
石川県	○		○			○																	○	○		○		○							11	415
福井県	○		○			○																	○	○	○	○		○		○		○	○	○	17	571
山梨県	○		○			○																	○	○	○				○						14	508
長野県	○		○			○																	○	○	○			○							24	773
岐阜県	○		○			○																	○	○				○	○						18	1,156
静岡県	○		○			○																	○	○		○		○	○						31	294
愛知県	○		○			○																	○	○	○	○	○								12	96
三重県	○		○			○																	○	○	○	○		○		○		○	○	○	26	2,324
滋賀県	○		○			○																	○	○				○	○						16	568
京都府	○		○			○																	○	○	○			○	○						26	638
大阪府	○		○			○																	○	○				○	○	○		○	○	○	34	7,752
兵庫県	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○	○					32	2,416
奈良県	○		○			○																	○	○	○			○		○		○	○	○	16	208
和歌山県	○		○			○																	○	○	○			○	○						26	240
鳥取県	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	5,061
島根県	○		○			○																	○	○				○							20	337
岡山県	○		○			○																	○	○	○			○	○	○					18	4,610
広島県	○		○			○																	○	○		○	○								7	388
山口県	○		○			○																	○	○	○			○							18	491
徳島県	○		○			○																	○	○						○	○	○	○	○	28	806
香川県	○		○			○																	○	○	○			○	○						9	53
愛媛県	○		○			○																	○	○											11	4
高知県	○		○			○												○		○										○	○	○	○	○	－	－
福岡県	○		○			○												○		○			○							○	○	○	○	○	27	16
佐賀県	○		○			○																	○	○	○			○							13	82
長崎県	○		○			○																	○	○	○		○								16	773
熊本県	○		○			○																	○	○	○			○		○		○	○	○	21	847
大分県	○		○			○																	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	33	451
宮崎県	○		○			○																	○	○	○	○		○		○					9	259
鹿児島県	○		○			○																	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	9	97
沖縄県	○		○			○																	○	○	○			○		○					14	3,556
合計	47	0	47	0	0	46	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	3	1	0	44	44	32	21	12	34	16	22	11	16	16	16	954	63,073

※1 本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程（意思決定過程）で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。

※2 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答（審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例）

※3 意見公募手続制度未制定団体及びH21年度以降制定団体については「－」を記載

行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況（政令指定都市）

団体名	行政手続条例等の制定状況					意見公募手続制度の制定状況																															
	制定状況		制定形式			制定状況 ※1											制定形式 ※2						対象案件											実施件数等 ※3	
	制定済	未制定	条例	規則	その他（要綱、要領、指針等）	制定済	検討中（制定予定時期決定）	検討中（制定予定時期未定）	制定予定なし	制定予定なしの理由								条例	制定・規定の方法			規則	その他（要綱、要領、指針等）	施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	住民の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の基礎となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	左記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃	左記以外の条例の制定もしくは改廃	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任をうけた規則の制定もしくは改廃	左記以外の規則の制定もしくは改廃	審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するために必要とされる基準）	処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか判断するために必要とされる基準）	行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項）	平成２０年度　意見公募手続　実施件数	平成２０年度　意見公募手続　提出意見数
										必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施しているため	必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を実施しているため	既存の仕組み（議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等）により意見聴取を実施しているため	制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	制度導入による効果が期待できないため	他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	市町村合併を予定しているため	必要性の検討を行っていないため		意見公募手続について定めた条例を制定している	行政手続条例に規定している	その他の条例（自治基本条例、市民参加条例等）に規定している															
札幌市	○		○			○												○			○			○	○			○	○	○					21	1,402
仙台市	○		○					○																											–	–
さいたま市	○		○			○																	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	1,047
千葉市	○		○			○												○			○			○		○		○	○					○	10	172
横浜市	○		○			○																	○	○		○		○		○	○	○	○	○	3	1,275
川崎市	○		○			○												○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	54	3,239
新潟市	○		○			○												○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	400
静岡市	○		○			○												○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	63	550
浜松市	○		○			○																	○	○		○	○	○	○						20	539
名古屋市	○		○			○																	○	○		○									7	26,751
京都市	○		○			○												○			○			○	○	○	○	○	○						31	7,280
大阪市	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	51	6,966
堺市	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○						13	242
神戸市	○		○			○												○	○	○				○	○			○	○	○	○	○	○	○	38	304
岡山市	○		○				○																												–	–
広島市	○		○				○																												–	–
北九州市	○		○			○																	○	○				○							17	753
福岡市	○		○			○																	○	○		○		○	○						16	1,992
合計	18	0	18	0	0	15	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	2	4	0	8	15	8	12	8	14	12	8	7	7	7	8	391	52,912

※1 本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程（意思決定過程）で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。

※2 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答（審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例）

※3 意見公募手続制度未制定団体及びH21年度以降制定団体については「–」を記載

行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況（中核市）

団体名	行政手続条例等の制定状況					意見公募手続制度の制定状況																																
	制定状況		制定形式			制定状況 ※1												制定形式 ※2						対象案件												実施件数等 ※3	
										制定予定なしの理由									制定・規定の方法																			
	制定済	未制定	条例	規則	その他（要綱、要領、指針等）	制定済	検討中（制定予定時期決定）	検討中（制定予定時期未定）	制定予定なし	必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施しているため	必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を実施しているため	既存の仕組み（議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等）により意見聴取を実施しているため	制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	制度導入による効果が期待できないため	他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	市町村合併を予定しているため	必要性の検討を行っていないため	条例	意見公募手続について定めた条例を制定している	行政手続条例に規定している	その他の条例（自治基本条例、市民参加条例等）に規定している	規則	その他（要綱、要領、指針等）	施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	住民の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	左記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃	左記以外の条例の制定もしくは改廃	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任をうけた規則の制定もしくは改廃	左記以外の規則の制定もしくは改廃	審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するために必要とされる基準）	処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか判断するために必要とされる基準）	行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項）	平成20年度 意見公募手続 実施件数	平成20年度 意見公募手続 提出意見数
函館市	○		○			○																	○	○	○			○	○	○		○	○	○	10	65
旭川市	○		○			○												○			○			○	○			○	○						14	620
青森市	○		○			○																	○	○	○	○		○		○					4	2
盛岡市	○		○			○																	○	○	○			○							10	129
秋田市	○		○			○												○	○					○	○	○	○	○	○	○	○				6	130
郡山市	○		○			○																	○				○								11	21
いわき市	○		○			○																	○	○		○				○		○	○	○	8	417
宇都宮市	○		○			○																	○	○	○	○	○								11	316
前橋市	○		○			○																	○	○			○	○	○						17	265
川越市	○		○			○												○	○					○				○	○	○	○	○	○	○	41	145
船橋市	○		○			○																	○	○		○		○							10	90
柏市	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○						12	247
横須賀市	○		○			○												○	○					○		○		○	○	○	○	○	○	○	14	453
相模原市	○		○			○																	○	○	○	○	○	○		○					8	3,779
富山市	○		○			○																	○	○		○	○	○	○	○	○			○	8	86
金沢市	○		○			○												○		○	○			○		○		○	○	○	○	○	○	○	2	5
長野市	○		○			○																	○	○		○									5	150
岐阜市	○		○			○												○			○			○				○							8	93
豊橋市	○		○			○																	○	○		○		○		○					10	203
岡崎市	○		○			○																	○	○	○			○	○						9	180
豊田市	○		○			○																	○	○	○			○	○						7	2,327
大津市	○		○			○																	○	○	○	○	○	○							18	44
高槻市	○		○			○																	○	○				○	○						10	158
東大阪市	○		○			○																	○	○				○	○	○	○				7	30
姫路市	○		○			○																	○	○	○	○		○							11	633
尼崎市	○		○			○																	○	○	○	○		○		○		○			10	217
西宮市	○		○			○												○			○			○	○			○	○						8	458
奈良市	○		○			○																	○	○	○			○							10	254
和歌山市	○		○			○																	○	○				○							5	6
倉敷市	○		○				○																												–	–
福山市	○		○			○																	○	○		○									8	238
下関市	○		○			○												○			○			○	○										7	28
高松市	○		○			○																	○	○	○		○	○	○						18	771
松山市	○		○			○																	○	○				○	○						3	86
高知市	○		○			○																	○	○				○		○					6	98
久留米市	○		○			○																	○	○		○		○							5	213
長崎市	○		○			○																	○	○	○		○	○							12	133
熊本市	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	15	1,730
大分市	○		○			○																	○	○		○		○							14	267
宮崎市	○		○			○																	○	○		○		○						○	8	27
鹿児島市	○		○			○												○			○			○	○	○	○	○	○	○	○				10	2,102
合計	41	0	41	0	0	40	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3	1	6	0	31	39	20	21	12	34	18	15	8	6	5	8	410	17,216

※1 本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程（意思決定過程）で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。

※2 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答（審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例）

※3 意見公募手続制度未制定団体及びH21年度以降制定団体については「–」を記載

行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況（特例市）

団体名	行政手続条例等の制定状況					意見公募手続制度の制定状況																														
	制定状況		制定形式			制定状況 ※1												制定形式 ※2						対象案件											実施件数等 ※3	
	制定済	未制定	条例	規則	その他（要綱、要領、指針等）	制定済	検討中（制定予定時期決定）	検討中（制定予定時期未定）	制定予定なし	制定予定なしの理由								条例	制定・規定の方法			規則	その他（要綱、要領、指針等）	施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	住民の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の基礎となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	左記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃	左記以外の条例の制定もしくは改廃	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任をうけた規則の制定もしくは改廃	左記以外の規則の制定もしくは改廃	審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するために必要とされる基準）	処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか判断するために必要とされる基準）	行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項）	平成20年度 意見公募手続 実施件数	平成20年度 意見公募手続 提出意見数
										必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施している	必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を実施しているため	既存の仕組み（議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等）により意見聴取を実施しているため	制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	制度導入による効果が期待できないため	他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	市町村合併を予定しているため	必要性の検討を行っていないため		意見公募手続について定めた条例を制定している	行政手続条例に規定している	その他の条例（自治基本条例、市民参加条例等）に規定している														
八戸市	○		○				○																													–	–
山形市	○		○			○																	○	○		○		○	○							0	0
水戸市	○		○			○																	○	○				○	○							12	187
つくば市	○		○			○																	○	○				○	○							5	244
高崎市	○		○			○																	○	○	○			○	○							9	162
伊勢崎市	○		○			○												○			○			○	○	○	○	○								4	3
太田市	○		○			○												○			○			○		○		○								4	45
熊谷市	○		○			○												○			○			○				○	○							10	69
川口市	○		○			○																	○	○				○	○							8	251
所沢市	○		○			○																	○	○	○			○								7	240
春日部市	○		○			○												○			○			○	○			○	○			○	○	○		11	54
草加市	○		○			○												○			○			○				○	○							7	186
越谷市	○		○			○												○			○			○				○	○	○						–	–
平塚市	○		○			○												○			○			○	○	○		○	○	○	○					14	646
小田原市	○		○					○																												–	–
茅ヶ崎市	○		○			○																	○	○				○	○	○						10	774
厚木市	○		○			○																	○	○				○	○							13	213
大和市	○		○			○												○			○			○	○	○		○	○	○		○	○	○		12	33
長岡市	○		○			○																	○	○			○	○								5	51
上越市	○		○			○												○	○		○			○	○		○	○		○						11	303
福井市	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○	○				○		5	217
甲府市	○		○			○																	○	○				○								6	560
松本市	○		○			○																	○	○	○			○	○							8	129
沼津市	○		○				○																													–	–
富士市	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○		○			○		9	351
一宮市	○		○			○																	○	○	○			○	○							15	410
春日井市	○		○			○																	○	○				○								7	79
四日市市	○		○			○												○	○					○	○	○	○	○	○					○		4	417
岸和田市	○		○			○												○	○					○		○	○	○	○							3	9
豊中市	○		○			○												○	○					○				○	○	○				○		13	449
吹田市	○		○			○												○	○					○				○	○	○	○	○	○	○		–	–
枚方市	○		○			○																	○	○	○	○		○	○		○					–	–
茨木市	○		○			○																	○	○		○		○								5	210
八尾市	○		○			○												○			○			○		○		○								11	208
寝屋川市	○		○			○																	○	○		○		○	○							5	63
明石市	○		○					○																												–	–
加古川市	○		○			○																	○	○	○	○	○	○	○	○				○		8	195
宝塚市	○		○			○												○	○					○								○		○		5	107
鳥取市	○		○			○																	○	○	○		○		○							12	88
呉市	○		○			○																	○	○				○	○							2	29
佐世保市	○		○			○																	○	○			○									10	75
合計	41	0	41	0	0	37	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	6	0	10	0	22	37	15	14	10	34	26	9	4	4	3	9	270	7,057

※1 本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程（意思決定過程）で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。

※2 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答（審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例）

※3 意見公募手続制度未制定団体及びH21年度以降制定団体については「–」を記載

行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況（その他の市区町村）

都道府県名（団体数）	行政手続条例等の制定状況					意見公募手続制度の制定状況																													
	制定状況		制定形式			制定状況 ※1												制定形式 ※2						対象案件											実施件数等 ※3	
	制定済	未制定	条例	規則	その他（要綱、要領、指針等）	制定済	検討中（制定予定時期決定）	検討中（制定予定時期未定）	制定予定なし	制定予定なしの理由								条例	制定・規定の方法			規則	その他（要綱、要領、指針等）	施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	住民の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の基礎となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	左記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃	左記以外の条例の制定もしくは改廃	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任をうけた規則の制定もしくは改廃	左記以外の規則の制定もしくは改廃	審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するために必要とされる基準）	処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか判断するために必要とされる基準）	行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項）	平成20年度 意見公募手続 実施件数	平成20年度 意見公募手続 提出意見数
										必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施しているため	必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を実施しているため	既存の仕組み（議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等）により意見聴取を実施しているため	制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	制度導入による効果が期待できないため	他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	市町村合併を予定しているため	必要性の検討を行っていないため		意見公募手続について定めた条例を制定している	行政手続条例に規定している	その他の条例（自治基本条例、市民参加条例等）に規定している															
北海道(177)	177	0	171	4	2	44	5	91	37	4	11	13	0	7	2	0	0	24	6	2	17	2	20	42	25	25	15	36	20	11	9	6	6	8	157	518
青森県(38)	38	0	38	0	0	4	1	24	9	1	1	3	0	2	2	0	0	1	0	0	1	0	3	4	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	4	11
岩手県(34)	34	0	34	0	0	13	0	8	13	2	4	4	0	1	2	0	0	5	0	1	4	0	8	13	11	5	3	9	3	2	1	1	1	1	25	121
宮城県(34)	34	0	34	0	0	15	1	13	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	3	2	6	13	8	3	2	0	0	0	46	230
秋田県(24)	24	0	24	0	0	2	1	14	7	0	4	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	12
山形県(34)	34	0	34	0	0	8	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	7	8	5	4	1	6	1	1	0	0	0	0	39	49
福島県(57)	57	0	56	1	0	14	1	28	14	0	1	3	1	9	0	0	0	2	0	2	0	0	12	12	4	5	3	8	7	3	1	1	1	1	42	207
茨城県(42)	42	0	42	0	0	26	2	13	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	23	26	9	8	6	24	17	7	7	0	0	3	87	715
栃木県(29)	29	0	29	0	0	22	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	19	22	16	15	6	19	9	1	1	1	1	1	77	165
群馬県(32)	32	0	32	0	0	8	2	17	5	0	1	3	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	7	7	1	1	1	5	3	1	0	0	0	0	11	23
埼玉県(62)	62	0	62	0	0	46	0	13	3	1	0	0	0	0	0	2	0	16	6	2	8	0	30	44	23	15	15	35	21	7	7	2	3	6	183	1,509
千葉県(53)	53	0	53	0	0	26	2	21	4	3	0	0	0	0	1	0	0	7	1	2	6	0	19	26	15	15	8	23	17	3	4	3	3	3	168	2,377
東京都(62)	62	0	62	0	0	37	4	16	5	1	1	3	0	0	0	0	0	11	1	0	10	1	26	35	17	22	20	29	23	5	4	1	1	4	239	11,024
神奈川県(24)	24	0	24	0	0	16	0	6	2	0	1	0	0	0	1	0	0	9	2	0	7	0	7	16	4	8	7	15	8	3	4	1	1	2	63	1,060
新潟県(28)	27	1	27	0	0	13	1	11	3	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	12	13	7	6	6	11	3	2	1	1	1	1	64	451
富山県(14)	14	0	14	0	0	7	0	5	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	3	5	4	7	4	2	3	1	1	2	22	84
石川県(18)	18	0	17	0	1	11	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	9	11	3	8	4	9	2	3	2	0	0	1	24	176
福井県(16)	16	0	16	0	0	8	1	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	5	4	3	7	5	1	1	0	0	0	29	118
山梨県(27)	27	0	27	0	0	10	1	~~16~~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	5	4	1	7	6	0	0	0	0	0	30	90
長野県(78)	78	0	78	0	0	21	1	54	2	0	0	2	0	0	0	0	0	4	1	0	3	0	17	20	9	9	7	16	9	1	2	1	1	1	63	195
岐阜県(41)	41	0	39	0	2	17	2	19	3	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	15	16	8	10	4	14	9	3	3	1	1	1	144	545
静岡県(33)	33	0	33	0	0	11	4	15	3	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	11	11	7	7	6	6	6	1	1	0	0	0	38	490
愛知県(54)	54	0	54	0	0	40	2	10	2	2	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	0	37	39	24	16	13	34	25	0	0	0	0	0	182	4,150
三重県(28)	28	0	28	0	0	12	1	14	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	11	11	3	3	3	10	8	0	0	0	0	0	57	956
滋賀県(25)	25	0	25	0	0	14	0	6	5	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14	13	8	4	5	13	10	0	2	1	1	2	75	1,351
京都府(25)	25	0	25	0	0	18	1	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	16	18	13	6	6	16	9	1	1	0	0	1	65	1,021
大阪府(32)	32	0	32	0	0	24	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	22	24	4	13	7	19	10	4	5	1	1	3	108	2,296
兵庫県(34)	34	0	34	0	0	20	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	3	0	15	20	11	6	5	19	12	5	2	0	0	0	76	424
奈良県(38)	38	0	38	0	0	3	0	22	13	0	3	7	0	0	3	0	0	1	1	0	0	0	2	3	1	1	1	3	2	1	1	0	0	0	7	187
和歌山県(29)	29	0	29	0	0	3	1	16	9	2	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	12	76
鳥取県(18)	18	0	17	1	0	8	0	9	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3	1	0	2	0	5	8	6	5	2	4	4	0	0	0	0	0	16	32
島根県(21)	21	0	21	0	0	7	0	10	4	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	6	7	4	3	1	6	2	2	1	0	0	1	15	117
岡山県(25)	25	0	23	0	2	13	0	7	5	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12	13	5	5	6	11	6	3	1	0	0	0	48	303
広島県(20)	20	0	20	0	0	5	0	9	6	0	1	0	1	4	0	0	0	1	1	1	0	0	4	5	1	1	2	4	3	0	1	1	1	1	16	122
山口県(19)	19	0	16	3	0	13	1	4	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	2	0	10	12	7	4	4	8	5	4	4	1	1	1	61	666
徳島県(24)	24	0	24	0	0	6	0	14	4	0	1	0	0	2	1	0	0	2	1	0	1	0	4	6	2	4	4	6	5	1	0	0	0	0	20	163
香川県(16)	16	0	16	0	0	6	0	7	3	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	4	5	1	1	1	5	3	1	1	0	0	0	23	172
愛媛県(19)	19	0	19	0	0	10	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	8	10	4	5	3	8	3	1	2	1	1	1	39	251
高知県(33)	33	0	29	4	0	1	1	23	8	2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県(63)	63	0	63	0	0	24	2	29	8	2	2	1	0	1	1	1	0	4	0	1	3	0	21	24	11	11	3	21	9	2	1	0	0	1	58	409
佐賀県(20)	20	0	20	0	0	8	1	10	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	6	7	6	1	1	7	3	0	0	0	0	0	47	187
長崎県(21)	21	0	21	0	0	8	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	3	4	1	8	3	0	0	0	0	0	18	44
熊本県(46)	46	0	46	0	0	12	3	21	10	2	2	2	0	0	1	2	1	1	0	1	0	0	11	11	1	4	4	11	2	2	0	1	0	0	32	222
大分県(17)	17	0	13	4	0	8	2	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	7	8	4	3	2	7	2	3	2	2	2	2	27	121
宮崎県(27)	27	0	27	0	0	7	0	15	5	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7	7	2	1	1	7	4	0	1	0	0	0	35	115
鹿児島県(44)	44	0	44	0	0	18	2	22	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	17	18	7	5	3	11	8	4	2	2	2	2	42	80
沖縄県(41)	41	0	36	4	1	4	0	31	6	0	1	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	3	1	3	1	1	1	0	0	0	10	36
合計	1,695	1	1,666	21	8	671	48	760	217	38	44	59	4	38	21	11	2	125	33	16	80	9	542	652	313	289	205	548	323	95	81	30	30	50	2,646	33,671

※1 本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程（意思決定過程）で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。

※2 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答（審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例）

※3 意見公募手続制度未制定団体及びH21年度以降制定団体については「－」を記載